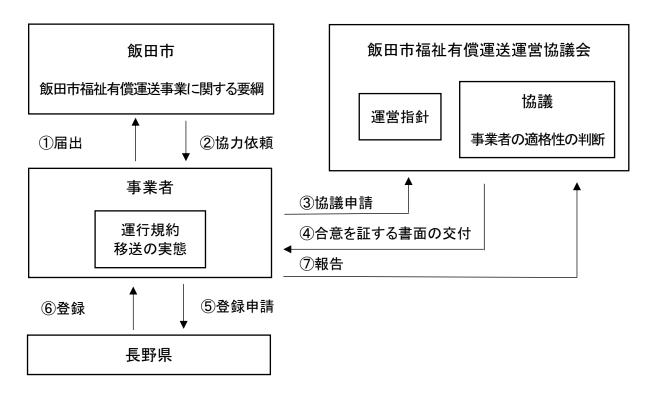
登録手続きの流れ



①届出	事業者は、あらかじめ飯田市に対して、事業の目的、利用対象者、車両、安全確保等の事業に必要となる事項を届け出る必要があります。
②協力依頼	飯田市は、事業者から届出のあった事項に対して、事業主体としての適格性を判断し、適格性があると認めた場合は、事業者に対して協力依頼を交付します。
③協議申請	事業者は、次の場合に協議申請が必要です。
	・新規に事業を始める場合
	・更新登録を行う場合
	・変更登録を行う場合
④合意を証する書面の交付	運営協議会は、事業者からの申請内容について、法、施行規則、通知、運営協議会が定めた基準等によって、事業者の適格性を判断し、協議が整った場合には合意した旨を証する書面を作成し、事業者に送付します。
⑤登録申請	事業者は、運営協議会の合意を証する書面を添えて、長野県に道路交通法第79 条に基づく登録申請を行います。
⑥登録	形式的な審査の後直ちに登録され、長野県から、2年間(期間更新の際に3年間となることあり)の期限を付した登録証が与えられます。
⑦報告	事業者は、登録後において変更が生じた場合には、次の3つに分けて対応する必要があります。
	・変更登録が必要な場合は上記手続に準じて登録申請を行います。
	・長野県への届出が必要な場合は県に届出後、運営協議会にも報告します。
	・軽微な変更登録を行った場合は報告します。また、定期的に運営協議会に対して 会員の現況等の報告を行います。